平成２１年（フ）第１０３号
兵庫県佐用郡佐用町円光寺654番地８、住民票上の住所兵庫県佐用郡佐用町円光寺656番地１
債務者　藤井　良造
１　決定年月日時　平成21年10月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第３７１号
徳島県板野郡藍住町奥野字猪熊169番地１
債務者　森本　昌樹
１　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７５号
徳島市鮎喰町１丁目32番地の１―307号
債務者　森　　峰子
１　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３８０号
徳島市幟町２丁目30番地―302号、旧住所徳島市幟町３丁目８番地の２
債務者　谷内　正也
１　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３８２号
徳島県板野郡藍住町富吉字中新田34番地３
債務者　森本小夜子
１　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１０２４号
北九州市戸畑区一枝４丁目１番２―504号
債務者　佐々木　愛
１　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０２９号
北九州市戸畑区椎ノ木町11番３―503号
債務者　竹之下　瞳
１　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０４５号
北九州市八幡西区平尾町９番１―303号
債務者　明野　　勝
１　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０５２号
北九州市門司区藤松１丁目24番６号
債務者　福田組こと　福田　　章
１　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０５３号
北九州市門司区藤松１丁目24番６号
債務者　福田　友也
１　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０６８号
北九州市小倉南区高野１丁目10番27号
債務者　永松　豊樹
１　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０７１号
北九州市小倉南区上吉田３丁目13番13号
債務者　嶋田　一昭
１　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０７２号
北九州市八幡西区日吉台１丁目18番１号
債務者　瀧口　　潤
１　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０９５号
北九州市門司区大字伊川1394番地
債務者　船田　尚登
１　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１０１号
北九州市小倉北区木町２丁目７番５号
債務者　城島　昌一
１　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１０２号
北九州市戸畑区銀座２丁目１番８号
債務者　澤田　　修
１　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１０４号
北九州市若松区東小石町13番７号
債務者　池田　　豊
１　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１０５号
北九州市小倉北区赤坂４丁目７番６―306号
債務者　戎谷　敏子
１　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部